

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																												
<p>(令和6年1月1日以降分)</p> <p>1 金融商品取引業者等の営業所の長が提供する事項のレコードの内容及び記録要領</p> <p>金融商品取引業者等の営業所の長が、租税特別措置法第37条の14第6項に規定する特定電子情報処理組織(以下「国税電子申告・納税システム」という。)を使用する方法により、当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供する事項は、次に掲げる事項(以下「届出事項等」という。)である。</p> <p>また、各届出事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙1から別紙9のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">届出事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項(令和6年以降は使用しない)</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第15項</td> </tr> <tr> <td>(2) 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項(令和6年以降は使用しない)</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第19項</td> </tr> <tr> <td>(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項</td> </tr> <tr> <td>(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項</td> </tr> <tr> <td>(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項</td> </tr> <tr> <td>(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項</td> </tr> <tr> <td>(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項</td> </tr> <tr> <td>(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項</td> </tr> <tr> <td>(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第15項</td> </tr> <tr> <td>(7)-1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第18項</td> </tr> <tr> <td>(7)-2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第22項</td> </tr> <tr> <td>(8)-1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第20項</td> </tr> <tr> <td>(8)-2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)(令和6年以降は使用しない)</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第23項</td> </tr> <tr> <td>(9) 届出事項(非課税口座開設届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第6項</td> </tr> </tbody> </table>	届出事項等の名称	根拠法令	(1) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項(令和6年以降は使用しない)	租税特別措置法第37条の14の2第15項	(2) 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項(令和6年以降は使用しない)	租税特別措置法第37条の14の2第19項	(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項	(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項	(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項	(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項	(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項	(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項	(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第15項	(7)-1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第18項	(7)-2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14の2第22項	(8)-1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14第20項	(8)-2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)(令和6年以降は使用しない)	租税特別措置法第37条の14の2第23項	(9) 届出事項(非課税口座開設届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第6項	<p>(令和5年10月1日以降分)</p> <p>1 金融商品取引業者等の営業所の長が提供する事項のレコードの内容及び記録要領</p> <p>金融商品取引業者等の営業所の長が、租税特別措置法第37条の14第6項に規定する特定電子情報処理組織(以下「国税電子申告・納税システム」という。)を使用する方法により、当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供する事項は、次に掲げる事項(以下「届出事項等」という。)である。</p> <p>また、各届出事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙1から別紙9のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">届出事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第15項</td> </tr> <tr> <td>(2) 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第19項</td> </tr> <tr> <td>(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項</td> </tr> <tr> <td>(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項</td> </tr> <tr> <td>(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項</td> </tr> <tr> <td>(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項</td> </tr> <tr> <td>(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項</td> </tr> <tr> <td>(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項</td> </tr> <tr> <td>(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第15項</td> </tr> <tr> <td>(7)-1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第18項</td> </tr> <tr> <td>(7)-2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第22項</td> </tr> <tr> <td>(8)-1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第20項</td> </tr> <tr> <td>(8)-2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第23項</td> </tr> <tr> <td>(9) 届出事項(非課税口座開設届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第6項</td> </tr> </tbody> </table>	届出事項等の名称	根拠法令	(1) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14の2第15項	(2) 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14の2第19項	(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項	(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項	(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項	(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項	(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項	(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項	(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第15項	(7)-1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第18項	(7)-2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14の2第22項	(8)-1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14第20項	(8)-2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14の2第23項	(9) 届出事項(非課税口座開設届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第6項
届出事項等の名称	根拠法令																																																												
(1) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項(令和6年以降は使用しない)	租税特別措置法第37条の14の2第15項																																																												
(2) 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項(令和6年以降は使用しない)	租税特別措置法第37条の14の2第19項																																																												
(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項																																																												
(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項																																																												
(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項																																																												
(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項																																																												
(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項																																																												
(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項																																																												
(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第15項																																																												
(7)-1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第18項																																																												
(7)-2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14の2第22項																																																												
(8)-1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14第20項																																																												
(8)-2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)(令和6年以降は使用しない)	租税特別措置法第37条の14の2第23項																																																												
(9) 届出事項(非課税口座開設届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第6項																																																												
届出事項等の名称	根拠法令																																																												
(1) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14の2第15項																																																												
(2) 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14の2第19項																																																												
(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項																																																												
(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項																																																												
(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項																																																												
(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項																																																												
(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項																																																												
(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項																																																												
(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第15項																																																												
(7)-1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第18項																																																												
(7)-2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14の2第22項																																																												
(8)-1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14第20項																																																												
(8)-2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14の2第23項																																																												
(9) 届出事項(非課税口座開設届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第6項																																																												

改 正 後	改 正 前																				
<p>2 所轄税務署長が提供する事項のレコードの内容及び記録要領 所轄税務署長が、国税電子申告・納税システムを使用する方法により、金融商品取引業者等の営業所の長に提供する事項は、次に掲げる事項である。 また、提供する事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙 10 から別紙 12 のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提供する事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項（以下「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）（令和 6 年以降は使用しない）</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項</td> </tr> <tr> <td>(11)－1 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項</td> </tr> <tr> <td>(11)－2 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）（令和 6 年以降は使用しない）</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項</td> </tr> <tr> <td>(12) 届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項</td> </tr> </tbody> </table>	提供する事項等の名称	根拠法令	(10) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項（以下「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）（令和 6 年以降は使用しない）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項	(11)－1 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項	(11)－2 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）（令和 6 年以降は使用しない）	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項	(12) 届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項	<p>2 所轄税務署長が提供する事項のレコードの内容及び記録要領 所轄税務署長が、国税電子申告・納税システムを使用する方法により、金融商品取引業者等の営業所の長に提供する事項は、次に掲げる事項である。 また、提供する事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙 10 から別紙 12 のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提供する事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項（以下「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項</td> </tr> <tr> <td>(11)－1 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項</td> </tr> <tr> <td>(11)－2 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項</td> </tr> <tr> <td>(12) 届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項</td> </tr> </tbody> </table>	提供する事項等の名称	根拠法令	(10) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項（以下「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項	(11)－1 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項	(11)－2 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項	(12) 届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項
提供する事項等の名称	根拠法令																				
(10) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項（以下「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）（令和 6 年以降は使用しない）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項																				
(11)－1 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項																				
(11)－2 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）（令和 6 年以降は使用しない）	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項																				
(12) 届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項																				
提供する事項等の名称	根拠法令																				
(10) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項（以下「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項																				
(11)－1 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項																				
(11)－2 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項																				
(12) 届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項																				
<p>3 各項目の記録に当たっての留意事項 (1) (省略) (2) 住所又は所在地 イ (省略) ロ (省略) ハ (省略) ニ (省略) ホ 住所の記録に当たって、「丁目」、「番」、「番地」、「号」等の文字の代わりに<u>記号を使用する場合は、全角文字の「-（ハイフン）」</u>を使用する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <例> 正：東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 3 正：東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 3 号 誤：東京都千代田区丸の内 3 ～ 3 ～ 3 誤：東京都千代田区丸の内 3 ・ 3 ・ 3 誤：東京都千代田区丸の内 3, 3, 3 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <例> 正：埼玉県さいたま市中央区新都心 1 2 3 4 正：埼玉県さいたま市中央区新都心 1 2 3 4 番地 </div>	<p>3 各項目の記録に当たっての留意事項 (1) (同左) (2) 住所又は所在地 イ (同左) ロ (同左) ハ (同左) ニ (同左) ホ 住所の記録に当たって、「丁目」、「番」、「番地」、「号」等の文字の代わりに全角文字の「-（ハイフン）」を使用する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <例> 正：東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 3 誤：東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 3 号 誤：東京都千代田区丸の内 3 ～ 3 ～ 3 誤：東京都千代田区丸の内 3 ・ 3 ・ 3 誤：東京都千代田区丸の内 3, 3, 3 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <例> 正：埼玉県さいたま市中央区新都心 1 2 3 4 誤：埼玉県さいたま市中央区新都心 1 2 3 4 番地 </div>																				

改正後

改正前

へ 様方・気付は、住所又は所在地の項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。

(3) (省略)

(4) 外字の取扱い

JIS 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字、カナ、記号等（以下「外字等」という。）及び半角文字は、次のとおり取り扱う。

イ (省略)

ロ (省略)

ハ (省略)

ニ (省略)

(5) (省略)

(6) (省略)

4 ファイル名の仕様

ファイル名は、届出事項等の種類ごとに、次の表に掲げるとおり記録する。

届出事項等の名称	ファイル名
(1) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項（令和 6 年以降は使用しない）	001dat**.txt
(2) 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項（令和 6 年以降は使用しない）	002dat**.txt
(3) 1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	003dat**.txt
(3) 2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	
(4) 1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	004dat**.txt
(4) 2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	
(5) 1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	005dat**.txt
(5) 2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）	
(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	006dat**.txt
(7) 1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	007dat**.txt
(7) 2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）	
(8) 1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	008dat**.txt
(8) 2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）（令和 6 年以降は使用しない）	
(9) 届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）	009dat**.txt

（注）ファイル名の一部にある「**」には、届出事項等ごとのファイル数により、「01」～「99」を記録する。

＜例＞ 「届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）」を二つのファイルに分ける場合

- ・ 一つ目のファイル名……「009dat01.txt」
- ・ 二つ目のファイル名……「009dat02.txt」

へ 「丁目」、「番」、「番地」、「号」、「棟番号」、「部屋番号」の表記は、全角算用数字を使用する（漢数字は使用しない）。

＜例＞ 正：東京都千代田区丸の内 1 - 2 - 3 - 4 - 5 0 6

誤：東京都千代田区丸の内一 - 二 - 三 - 四 - 五〇六

ト 様方・気付は、住所又は所在地の項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。

(3) (同左)

(4) 外字の取扱い

JIS 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字、カナ、記号等（以下「外字等」という。）及び半角文字は、次のとおり取り扱う。

イ (同左)

ロ (同左)

ハ (同左)

ニ (同左)

(5) (同左)

(6) (同左)

4 ファイル名の仕様

ファイル名は、届出事項等の種類ごとに、次の表に掲げるとおり記録する。

届出事項等の名称	ファイル名
(1) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	001dat**.txt
(2) 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	002dat**.txt
(3) 1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	003dat**.txt
(3) 2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	
(4) 1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	004dat**.txt
(4) 2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	
(5) 1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	005dat**.txt
(5) 2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）	
(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	006dat**.txt
(7) 1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	007dat**.txt
(7) 2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）	
(8) 1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	008dat**.txt
(8) 2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）	
(9) 届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）	009dat**.txt

（注）ファイル名の一部にある「**」には、届出事項等ごとのファイル数により、「01」～「99」を記録する。

＜例＞ 「届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）」を二つのファイルに分ける場合

- ・ 一つ目のファイル名……「009dat01.txt」
- ・ 二つ目のファイル名……「009dat02.txt」

改正後	改正前
<p>5 国税電子申告・納税システムを使用する方法により所轄税務署長に届出事項等を提供する際の留意事項 (省略)</p>	<p>5 国税電子申告・納税システムを使用する方法により所轄税務署長に届出事項等を提供する際の留意事項 (同左)</p>

○ レコード内容及び記録要領③-1【非課税口座異動届出書に記載された事項等】（租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項）

（別紙3-1）

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	届出事項の種類	半角 3文字	
2	届出者の氏名	全角 120文字以内	届出者（非課税口座異動届出書を提出した者）をいいます。以下（レコードの内容及び記録要領③-1）において「氏名」とする。氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記載し、それぞれを1文字分のスペースにより区切ってください。
3	届出者のフリガナ	全角 120文字以内	届出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記載し、それぞれを1文字分のスペースにより区切ってください。
4	届出者の生年月日	半角 1文字	届出者の生年月日の年号、年、月及び日を記録してください。この場合、元号については、明治17、大正12、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で桁を使用することに留意してください。
5	届出者の生年月日	半角 2文字	(例) 平成5年4月15日 → 4.01.04.15 届出者の誕生日は「日」を記録してください。
6	届出者の生年月日	半角 2文字	
7	届出者の居住住所（居所）又は所在地	全角 125文字以内	届出者の居住住所（居所）又は所在地を郵便局名から記録してください。
8	届出者の個人番号	12文字	非課税口座異動届出書の提出を受けた金融機関等からの記録してください。
9	非課税口座の記号又は番号	半角 12文字以内	非課税口座の記号又は番号を記録してください。
10	届出者の氏名	半角 20文字以内	非課税口座異動届出書の提出を受けた金融機関等からの記録してください。
11	（空白）	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
12	（空白）	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
13	（空白）	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
14	届出者の変更前の氏名	全角 0文字	届出者の変更前の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記載し、それぞれを1文字分のスペースにより区切ってください。
15	届出者の変更前のフリガナ	全角 120文字以内	届出者の変更前の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記載し、それぞれを1文字分のスペースにより区切ってください。
16	届出者の変更前の住所（居所）又は所在地	全角 120文字以内	届出者の変更前の住所（居所）又は所在地を郵便局名から記録してください。
17	届出者の変更前の個人番号	全角 125文字以内	届出者の変更前の個人番号を記録してください。
18	届出者の変更前の氏名	半角 12文字	届出者の変更前の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記載し、それぞれを1文字分のスペースにより区切ってください。
19	届出者の変更後の氏名	全角 120文字以内	届出者の変更後の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記載し、それぞれを1文字分のスペースにより区切ってください。
20	届出者の変更後のフリガナ	全角 120文字以内	届出者の変更後の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記載し、それぞれを1文字分のスペースにより区切ってください。
21	届出者の変更後の住所（居所）又は所在地	全角 125文字以内	届出者の変更後の住所（居所）又は所在地を郵便局名から記録してください。
22	届出者の変更後の個人番号	半角 12文字	届出者の変更後の個人番号を記録してください。
23	届出者の変更日	半角 1文字以内	届出日（平成25年1月1日）から平成29年12月31日までの期間である場合には、非課税口座異動届出書に係る非課税口座に宛けられている非課税口座異動決定を決定する日に届出者から届出を受けた租税特別措置法第37条の14第9項第6号に規定する非課税口座開設、非課税口座開設禁止通知書は非課税口座開設通知書（以下「レコードの内容及び記録要領③-1」において「非課税口座開設通知書」といいます。）に記載された基礎日の年号、年、月及び日を記録してください。
24	届出者の変更日	半角 2文字以内	この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で桁を使用することに留意してください。
25	届出者の変更日	半角 2文字以内	(例) 平成25年1月1日 → 4.25.01.01

前 正 改

○ レコード内容及び記録要領③-1【非課税口座異動届出書に記載された事項等】（租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項）

（別紙3-1）

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	届出事項の種類	半角 3文字	
2	届出者の氏名	全角 120文字以内	届出者（非課税口座異動届出書を提出した者）をいいます。以下（レコードの内容及び記録要領③-1）において「氏名」とする。氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記載し、それぞれを1文字分のスペースにより区切ってください。
3	届出者のフリガナ	全角 120文字以内	届出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記載し、それぞれを1文字分のスペースにより区切ってください。
4	届出者の生年月日	半角 1文字	届出者の生年月日の年号、年、月及び日を記録してください。この場合、元号については、明治17、大正12、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で桁を使用することに留意してください。
5	届出者の生年月日	半角 2文字	(例) 平成5年4月15日 → 4.01.04.15 届出者の誕生日は「日」を記録してください。
6	届出者の生年月日	半角 2文字	
7	届出者の居住住所（居所）又は所在地	全角 125文字以内	届出者の居住住所（居所）又は所在地を郵便局名から記録してください。
8	届出者の個人番号	12文字	非課税口座異動届出書の提出を受けた金融機関等からの記録してください。
9	非課税口座の記号又は番号	半角 12文字以内	非課税口座の記号又は番号を記録してください。
10	届出者の氏名	半角 20文字以内	非課税口座異動届出書の提出を受けた金融機関等からの記録してください。
11	（空白）	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
12	（空白）	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
13	（空白）	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
14	届出者の変更前の氏名	全角 0文字	届出者の変更前の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記載し、それぞれを1文字分のスペースにより区切ってください。
15	届出者の変更前のフリガナ	全角 120文字以内	届出者の変更前の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記載し、それぞれを1文字分のスペースにより区切ってください。
16	届出者の変更前の住所（居所）又は所在地	全角 120文字以内	届出者の変更前の住所（居所）又は所在地を郵便局名から記録してください。
17	届出者の変更前の個人番号	全角 125文字以内	届出者の変更前の個人番号を記録してください。
18	届出者の変更前の氏名	半角 12文字	届出者の変更前の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記載し、それぞれを1文字分のスペースにより区切ってください。
19	届出者の変更後の氏名	全角 120文字以内	届出者の変更後の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記載し、それぞれを1文字分のスペースにより区切ってください。
20	届出者の変更後のフリガナ	全角 120文字以内	届出者の変更後の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記載し、それぞれを1文字分のスペースにより区切ってください。
21	届出者の変更後の住所（居所）又は所在地	全角 125文字以内	届出者の変更後の住所（居所）又は所在地を郵便局名から記録してください。
22	届出者の変更後の個人番号	半角 12文字	届出者の変更後の個人番号を記録してください。
23	届出者の変更日	半角 1文字以内	届出日（平成25年1月1日）から平成29年12月31日までの期間である場合には、非課税口座異動届出書に係る非課税口座に宛けられている非課税口座異動決定を決定する日に届出者から届出を受けた租税特別措置法第37条の14第9項第6号に規定する非課税口座開設、非課税口座開設禁止通知書は非課税口座開設通知書（以下「レコードの内容及び記録要領③-1」において「非課税口座開設通知書」といいます。）に記載された基礎日の年号、年、月及び日を記録してください。
24	届出者の変更日	半角 2文字以内	この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で桁を使用することに留意してください。
25	届出者の変更日	半角 2文字以内	(例) 平成25年1月1日 → 4.25.01.01

後 正 改

改正前

項目	項目名	入力文字基準	
		日	半角
26	提出者の住所(住所)又は所在地	2文字以内	半角
27	提出者の電話番号	125文字以内	全角
28	提出者の整理番号	14文字	半角
29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	6文字以内	全角
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	5文字	半角

(注) 提出者の非課税口座について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の期定税務期間に係る非課税期間定又は平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間の期定税務期間に係る非課税期間定は平成30年1月1日から令和24年12月31日までの期間の期定税務期間に係る非課税期間定として扱われる。また、平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間の期定税務期間に係る非課税期間定は平成30年1月1日から令和24年12月31日までの期間の期定税務期間に係る非課税期間定として扱われる。

改正後

項目	項目名	入力文字基準	
		日	半角
26	提出者の住所(住所)又は所在地	2文字以内	半角
27	提出者の電話番号	125文字以内	全角
28	提出者の整理番号	14文字	半角
29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	6文字以内	全角
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	5文字	半角

記録事項

勘定決定期間が平成30年1月1日から令和9年12月31日までの期間又は令和6年以後の期間である場合は提出者の口座が租税特別措置法第37条の14第31項の規定により非課税口座開設届出書の提出を受けたものとみなされて課税(以下「みなし開設」といいます。以下「レコード」の内訳及び記録事項(3-1)において同じ)とされた非課税口座である場合は、「前」の項目としてください。

勘定決定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合は、非課税口座開設届出書に係る非課税口座に開設されている非課税期間定を指定する欄に提出者から提出を受けた非課税口座開設届出書に記録された基本日における住所(住所)又は所在地を都道府県名から選択してください。

勘定決定期間が平成30年1月1日から令和9年12月31日までの期間又は令和6年以後の期間である場合は提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、「前」の項目としてください。

非課税口座開設届出書に係る非課税口座に開設されている非課税期間定、非課税期間定又は特定記録期間定及び非課税期間定を指定する欄に提出者から提出を受けた非課税口座開設届出書に記録された整理番号又は当該提出者に係る「届出事項に基づく金融商品取引業者等の営業所の員に提供すべき情報」に記録された提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、未成年者口座開設の届に出された未成年者非課税適用届書又は未成年者口座開設届書に記録された整理番号を選択してください。

提出者から非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を選択してください。

提出者から非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を選択してください。

(例)「届出税務署 ー 01101」

(同左)

○ レコードの内容及び記録要領③ー2 【未成年者口産異動届出書に記載された事項等】
 (租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項)

番番	項目名	入力文字数	記録要領
1	提出事項の種別	半角	
2	提出者の氏名	3文字	120文字以内
3	提出者のフリガナ	全角	120文字以内
4	提出者の生年月日	年角 月角 日角	1文字 2文字 2文字
5			
6			
7			
8	提出者の居住所（住所）又は所在地	全角	125文字以内
9	提出者の個人番号	全角	12文字
10	発表者口産の号又は番号	半角	20文字以内
11	(空白)	—	0文字
12	(空白)	—	0文字
13	(空白)	—	0文字
14	(空白)	—	0文字
15	提出者の発表前の氏名	全角	120文字以内
16	提出者の発表前の氏名のフリガナ	全角	120文字以内
17	提出者の発表前の住所（住所）又は所在地	全角	125文字以内
18	提出者の発表前の個人番号	半角	12文字
19	提出者の発表後の氏名	全角	120文字以内
20	提出者の発表後の氏名のフリガナ	全角	120文字以内
21	提出者の発表後の住所（住所）又は所在地	全角	125文字以内
22	提出者の発表後の個人番号	半角	12文字
23	(空白)	—	0文字
24	(空白)	—	0文字
25	(空白)	—	0文字
26	(空白)	—	0文字
27	(空白)	—	0文字
28	提出者の登録番号	半角	14文字

1	提出事項の種別	半角	
2	提出者の氏名	3文字	120文字以内
3	提出者のフリガナ	全角	120文字以内
4	提出者の生年月日	年角 月角 日角	1文字 2文字 2文字
5			
6			
7			
8	提出者の居住所（住所）又は所在地	全角	125文字以内
9	提出者の個人番号	全角	12文字
10	発表者口産の号又は番号	半角	20文字以内
11	(空白)	—	0文字
12	(空白)	—	0文字
13	(空白)	—	0文字
14	(空白)	—	0文字
15	提出者の発表前の氏名	全角	120文字以内
16	提出者の発表前の氏名のフリガナ	全角	120文字以内
17	提出者の発表前の住所（住所）又は所在地	全角	125文字以内
18	提出者の発表前の個人番号	半角	12文字
19	提出者の発表後の氏名	全角	120文字以内
20	提出者の発表後の氏名のフリガナ	全角	120文字以内
21	提出者の発表後の住所（住所）又は所在地	全角	125文字以内
22	提出者の発表後の個人番号	半角	12文字
23	(空白)	—	0文字
24	(空白)	—	0文字
25	(空白)	—	0文字
26	(空白)	—	0文字
27	(空白)	—	0文字
28	提出者の登録番号	半角	14文字

改正前

(同左)

改正後

項目	項目名	入力文字基準	記録範囲
29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	記載された郵便番号を記録してください。 提出者から未成業者口座開設届出書の提出を求めた金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	(例)「税務所番号 ー 11011」 提出者から未成業者口座開設届出書の提出を求めた金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。

○ レコードの内容及び記録要領(4-1)【非課税口座移管依頼書に記載された事項等】(租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項) (別紙4-1)

項目	項目名	入力が可能な文字数	記録要領
1	提出事項の種類	半角 3文字	「004」を記録してください。
2	提出者の氏名	全角 120文字以内	提出者(非課税口座移管依頼書)を提出した方をいいます。以下(レコードの内容及び記録要領(4-1))において「提出者」の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。姓欄に入力しない場合は、フリースペース、フリースペース、フリースペースの順に記録し、それ以外のスペースは必ず入力してください。
3	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の氏名フリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。姓欄に入力しない場合は、フリースペース、フリースペース、フリースペースの順に記録し、それ以外のスペースは必ず入力してください。
4	提出者の生年月日	半角 1文字	提出者の生年月日の年号、年、月及び日を記録してください。
5		半角 2文字	この場合、元号については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で桁を使用することに留意してください。
6		半角 2文字	(例)「平成25年4月15日 → 4.01.04.15」
7		半角 2文字	
8	提出者の居住住所(住所)又は所在地	全角 125文字以内	提出者の居住住所(住所)又は所在地を郵便局名から記録してください。
9	提出者の個人番号	半角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
10	移管前の金融機関(取引業者等の営業所の名称)	全角 60文字以内	提出者の移管前の金融機関(取引業者等の営業所の名称)を記録してください。
11	移管前の金融機関(取引業者等の営業所の所在地)	全角 125文字以内	提出者の移管前の金融機関(取引業者等の営業所の所在地)を郵便局名から記録してください。
12	移管前の金融機関(取引業者等の営業所の名称)	全角 60文字以内	提出者の移管前の金融機関(取引業者等の営業所の名称)を記録してください。
13	移管前の金融機関(取引業者等の営業所の所在地)	全角 125文字以内	提出者の移管前の金融機関(取引業者等の営業所の所在地)を郵便局名から記録してください。(例)「111-1111-1111」
14	移管前の非課税口座の号数又は番号	半角 20文字以内	提出者の移管前の金融機関(取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の号数又は番号)を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「-」(ハイフン)のみを入力してください。(例)「1111-1111-1111」
15	(空白)	— 0文字	「年の項目」..他の項目)としてください。
16	(空白)	— 0文字	「年の項目」..他の項目)としてください。
17	(空白)	— 0文字	「年の項目」..他の項目)としてください。
18	(空白)	— 0文字	「年の項目」..他の項目)としてください。
19	移管希望月日	半角 1文字	「年の項目」..他の項目)としてください。
20		半角 2文字	提出者の移管希望する年月日の年号、年、月及び日を記録してください。
21		半角 2文字	この場合、元号については、平成は「1」、令和は「2」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で桁を使用することに留意してください。
22		半角 2文字	(例)「平成25年1月1日 → 4.01.04.15」
23	提出者の電話番号	半角 1文字以内	提出者の電話番号(非課税口座)を記録してください。
24		半角 2文字以内	提出者の電話番号(非課税口座)を記録してください。
25		半角 2文字以内	提出者の電話番号(非課税口座)を記録してください。
26		半角 2文字以内	提出者の電話番号(非課税口座)を記録してください。
27	提出者の電話番号(住所)又は所在地	全角 125文字以内	提出者の電話番号(住所)又は所在地を郵便局名から記録してください。以下(レコードの内容及び記録要領(4-1))において「住所」として入力してください。
28	提出者の電話番号	半角 14文字	提出者の電話番号(非課税口座)を記録してください。
29	移管前の金融機関(取引業者等の営業所の名称)	全角 6文字以内	提出者の移管前の金融機関(取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の号数又は番号)を記録してください。(例)「1111111111」
30	移管前の金融機関(取引業者等の営業所の所在地)	半角 5文字	提出者の移管前の金融機関(取引業者等の営業所の所在地)を郵便局名から記録してください。(例)「1111111111」

前 正 改

○ レコードの内容及び記録要領(4-1)【非課税口座移管依頼書に記載された事項等】(租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項) (別紙4-1)

項目	項目名	入力が可能な文字数	記録要領
1	提出事項の種類	半角 3文字	「004」を記録してください。
2	提出者の氏名	全角 120文字以内	提出者(非課税口座移管依頼書)を提出した方をいいます。以下(レコードの内容及び記録要領(4-1))において「提出者」の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。姓欄に入力しない場合は、フリースペース、フリースペース、フリースペースの順に記録し、それ以外のスペースは必ず入力してください。
3	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の氏名フリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。姓欄に入力しない場合は、フリースペース、フリースペース、フリースペースの順に記録し、それ以外のスペースは必ず入力してください。
4	提出者の生年月日	半角 1文字	提出者の生年月日の年号、年、月及び日を記録してください。
5		半角 2文字	この場合、元号については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で桁を使用することに留意してください。
6		半角 2文字	(例)「平成25年4月15日 → 4.01.04.15」
7		半角 2文字	
8	提出者の居住住所(住所)又は所在地	全角 125文字以内	提出者の居住住所(住所)又は所在地を郵便局名から記録してください。
9	提出者の個人番号	半角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
10	移管前の金融機関(取引業者等の営業所の名称)	全角 60文字以内	提出者の移管前の金融機関(取引業者等の営業所の名称)を記録してください。
11	移管前の金融機関(取引業者等の営業所の所在地)	全角 125文字以内	提出者の移管前の金融機関(取引業者等の営業所の所在地)を郵便局名から記録してください。
12	移管前の金融機関(取引業者等の営業所の名称)	全角 60文字以内	提出者の移管前の金融機関(取引業者等の営業所の名称)を記録してください。
13	移管前の金融機関(取引業者等の営業所の所在地)	全角 125文字以内	提出者の移管前の金融機関(取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の号数又は番号)を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「-」(ハイフン)のみを入力してください。(例)「111-1111-1111」
14		半角 20文字以内	提出者の移管前の金融機関(取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の号数又は番号)を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「-」(ハイフン)のみを入力してください。
15	(空白)	— 0文字	「年の項目」..他の項目)としてください。
16	(空白)	— 0文字	「年の項目」..他の項目)としてください。
17	(空白)	— 0文字	「年の項目」..他の項目)としてください。
18	(空白)	— 0文字	「年の項目」..他の項目)としてください。
19	移管希望月日	半角 1文字	「年の項目」..他の項目)としてください。
20		半角 2文字	提出者の移管希望する年月日の年号、年、月及び日を記録してください。
21		半角 2文字	この場合、元号については、平成は「1」、令和は「2」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で桁を使用することに留意してください。
22		半角 2文字	(例)「平成25年1月1日 → 4.01.04.15」
23	提出者の電話番号	半角 1文字以内	提出者の電話番号(非課税口座)を記録してください。
24		半角 2文字以内	提出者の電話番号(非課税口座)を記録してください。
25		半角 2文字以内	提出者の電話番号(非課税口座)を記録してください。
26		半角 2文字以内	提出者の電話番号(非課税口座)を記録してください。
27	提出者の電話番号(住所)又は所在地	全角 125文字以内	提出者の電話番号(住所)又は所在地を郵便局名から記録してください。以下(レコードの内容及び記録要領(4-1))において「住所」として入力してください。
28	提出者の電話番号	半角 14文字	提出者の電話番号(非課税口座)を記録してください。

後 正 改

改正前

項目	項目名	入力文字数	記録要領
31	譲渡先の名義商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	(例)「藤沢税務署 → 01101」 提出者の譲渡先の名義商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「神田税務署 → 神田」
32	譲渡先の名義商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の譲渡先の名義商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「神田税務署 → 01103」

〔注〕 提出者の非課税口座について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定記録期間に係る非課税管理期定立、平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間の勘定記録期間に係る非課税管理期定立は平成30年1月1日から令和24年12月31日までの期間の勘定記録期間に係る勘定記録期間の欄が空欄になっている場合は、それぞれについて上記のコードを併記してください。

改正後

項目	項目名	入力文字数	記録要領
29	譲渡先の名義商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の譲渡先の名義商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「藤沢税務署 → 藤沢」
30	譲渡先の名義商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の譲渡先の名義商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「神田税務署 → 01101」
31	譲渡先の名義商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の譲渡先の名義商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「神田税務署 → 神田」
32	譲渡先の名義商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の譲渡先の名義商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「神田税務署 → 01103」

(同左)

○ レコードの内容及び記録要領(4)ー2【未成年者口座移管依頼書に記載された事項等】(租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項) (別紙4ー2)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	提出事項等の種類	半角 3文字	「04」を記録してください。
2	提出者の氏名	全角 120文字以内	提出者(未成年者口座移管依頼書提出した者をいいます。以下「レコードの内容及び記録要領(4)ー2」において同じです。)の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファミリーネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
3	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファミリーネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	提出者の生年月日	半角 1文字	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。
5		半角 2文字	この場合、元号については、平成は「H」、令和は「R」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
6		半角 2文字	(例)「平成18年4月15日」→「18.04.15」、「令和3年2月15日」→「5.03.02.15」
7		半角 2文字	
8	提出者の居住所(住所)又は所在地	全角 125文字以内	提出者の居住所(住所)又は所在地を郵便番号から記録してください。
9	提出者の個人番号	全角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
10	移管前の金融機関取引業者等の営業所の名称	全角 60文字以内	提出者の移管前の金融機関取引業者等の営業所の名称を記録してください。
11	移管前の金融機関取引業者等の営業所の所在地	全角 125文字以内	提出者の移管前の金融機関取引業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
12	移管前の金融機関取引業者等の営業所の名称	全角 40文字以内	提出者の移管前の金融機関取引業者等の営業所の名称を記録してください。
13	移管前の金融機関取引業者等の営業所の所在地	全角 125文字以内	提出者の移管前の金融機関取引業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
14	移管前の金融機関取引業者等の営業所の所在地	半角 20文字以内	提出者の移管前の金融機関取引業者等の営業所に開設されている未成年者口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「(ハイフン)」のみを入力してください。 (例)「111-111-1111」
15	(空白)	—	「無」の項目、次の項目)としてください。
16	(空白)	—	「無」の項目、次の項目)としてください。
17	(空白)	—	「無」の項目、次の項目)としてください。
18	(空白)	—	「無」の項目、次の項目)としてください。
19	移管希望年月日	半角 1文字	提出者の移管希望する年月日の元号、年、月及び日を記録してください。
20		半角 2文字	この場合、元号については、平成は「H」、令和は「R」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
21		半角 2文字	(例)「平成30年9月10日」→「30.09.10」、「令和3年3月22日」→「5.03.02.22」
22		半角 2文字	
23	(空白)	—	「無」の項目、次の項目)としてください。
24	(空白)	—	「無」の項目、次の項目)としてください。
25	(空白)	—	「無」の項目、次の項目)としてください。
26	(空白)	—	「無」の項目、次の項目)としてください。
27	(空白)	—	「無」の項目、次の項目)としてください。
28	提出者の電話番号	半角 14文字	未成年者口座移管依頼書に記載された提出者の提出されている非課税管理決定を決定する際に提出者から提出された未成年者非課税管理決定又は未成年者口座凍止通知書に記載された電話番号を記録してください。
29	移管前の金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の移管前の金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「横浜税務署」→「横浜」
30	移管先の金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	半角 5文字	提出者の移管先の金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「横浜税務署」→「0101」
31	移管先の金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の移管先の金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「横浜税務署」→「横浜」
32	移管先の金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の移管先の金融機関取引業者等の営業所に開設されている未成年者口座の記号又は番号を記録してください。 (例)「横浜税務署」→「0102」

改正前

項目	項目名	入力文字数	記号制限
23	移住前の営業所の法人番号	半角 11文字	移住前の営業所に係る金融機関取引業者の法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいいます。以下別紙5～21において同じです。）を記録してください
24	移住先の営業所の名称	全角 60文字以内	移住先の営業所の名称を記録してください。
25	移住先の営業所の所在地	125文字以内	移住先の営業所の所在地を郵便局番号から記録してください。
26	移住年月日	半角 1文字	移住がされた年月日の元号、年、月及び日を記録してください。
27		半角 2文字	この場合、元号については、平成は「H」、令和は「R」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
28		半角 2文字	(例)「平成30年9月10日 → 4.30.09.10」、「令和3年2月15日 → 5.03.02.15」
29		半角 2文字	
30	移住先の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	移住先の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。
			(例)「鶴岡税務署 → 鶴岡」
31	移住先の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	移住先の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。
			(例)「鶴岡税務署 → 01101」

〔注〕 記録がされた日課税口座について、平成28年1月1日から平成29年12月31日までの期間の法定決定期間に係る課税標準額と、平成30年1月1日から令和元年12月31日までの期間の法定決定期間に係る課税標準額は平成30年1月1日から令和24年12月31日までの期間の法定決定期間に係る課税標準額の両方が取られている場合には、それぞれについて上記のシユーンを記録してください。

改正後

項目	項目名	入力文字数	記号制限
23	移住前の営業所の法人番号	半角 13文字	移住前の営業所に係る金融機関取引業者の法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいいます。以下別紙5～21において同じです。）を記録してください
24	移住先の営業所の名称	全角 60文字以内	移住先の営業所の名称を記録してください。
25	移住先の営業所の所在地	125文字以内	移住先の営業所の所在地を郵便局番号から記録してください。
26	移住年月日	半角 1文字	移住がされた年月日の元号、年、月及び日を記録してください。
27		半角 2文字	この場合、元号については、平成は「H」、令和は「R」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
28		半角 2文字	(例)「平成30年9月10日 → 4.30.09.10」、「令和3年2月15日 → 5.03.02.15」
29		半角 2文字	
30	移住先の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	移住先の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。
			(例)「鶴岡税務署 → 鶴岡」
31	移住先の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	移住先の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。
			(例)「鶴岡税務署 → 01101」

(同左)

○ レコードの内容及び記録要領5-2【金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）】（別紙5-2）
 (租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	届出事項等の種別	半角 3文字	「005」を記録してください。
2	氏名	全角 120文字以内	「005」を記録してください。 金融商品の営業所（事業の譲渡若しくは分割又は金融商品取引業者等の営業所の譲渡若しくは廃止若しくは兼営を行う区域の変更により、その事業の譲渡を受けた金融商品取引業者等若しくはその合併により設立した金融商品取引業者等若しくはその合併後存続する金融商品取引業者等若しくはその分割により譲渡及び移転を受けた金融商品取引業者等の営業所又は同一金融商品取引業者等の他の営業所をいいます。以下「レコード」の内容及び記録要領5-21において同じです。）に移動された未成年者口座を開設している居住者又は個人何処施設を有する非居住者の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国名については、ファミリーネーム、ミドルネーム、ラストネームの順に区切ってください。ファミリーネーム、ミドルネーム、ミドルネームの順に区切れ、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。 例) 「平塚 19年4月15日 → 4,18,04,15」, 「令和3年2月15日 → 5,03,02,15」
3	フリガナ	全角 120文字以内	移動された未成年者口座を開設している居住者又は個人何処施設を有する非居住者の氏名をフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国名については、ファミリーネーム、ミドルネーム、ミドルネームの順に区切れ、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。ファミリーネーム、ミドルネーム、ミドルネームの順に区切れ、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。 例) 「平塚 19年4月15日 → 4,18,04,15」, 「令和3年2月15日 → 5,03,02,15」
4	生年月日	半角 1文字	移動された未成年者口座を開設している居住者又は個人何処施設を有する非居住者の生年月日を半角1文字で記録してください。
5		半角 2文字	この場合、元号については、平成は「H」、令和は「R」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で併用することにより区切ってください。
6		半角 2文字	例) 「平成 19年4月15日 → 4,18,04,15」, 「令和3年2月15日 → 5,03,02,15」
7		半角 2文字	
8	届出先（届出）又は所在地	全角 125文字以内	移動された未成年者口座を開設している居住者又は個人何処施設を有する非居住者の届出先（届出）又は所在地を郵便番号から記録してください。
9	個人番号	半角 12文字	移動された未成年者口座を開設している居住者又は個人何処施設を有する非居住者の個人番号を記録してください。
10	(空白)	半角 0文字	「届出の項目、後の項目」としてください。
11	(空白)	半角 0文字	「届出の項目、後の項目」としてください。
12	(空白)	半角 0文字	「届出の項目、後の項目」としてください。
13	(空白)	半角 0文字	「届出の項目、後の項目」としてください。
14	登録番号	半角 14文字	移動された未成年者口座に既に付けられている非課税管理認定を認定する際に提出された未成年者非課税管理認定書に記載された登録番号を記録してください。
15	移動年の未成年者口座の記号又は番号	半角 20文字以内	移動された未成年者口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「-（ハイフン）」のみで入力してください。 例) 「1111-1111-1111」
16		半角 0文字	「届出の項目、後の項目」としてください。
17	(空白)	半角 0文字	「届出の項目、後の項目」としてください。
18	(空白)	半角 0文字	「届出の項目、後の項目」としてください。
19	(空白)	半角 0文字	「届出の項目、後の項目」としてください。
20	(空白)	半角 0文字	「届出の項目、後の項目」としてください。
21	移動前の営業所の名称	全角 60文字以内	移動前の営業所（移動された未成年者口座に関する事務を移した金融商品取引業者等の営業所をいいます。以下「レコード」の内容及び記録要領5-21において同じです。）の名称を記録してください。
22	移動前の営業所の所在地	全角 125文字以内	移動前の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
23	移動前の営業所の法人番号	全角 13文字	移動前の営業所に係る金融商品取引業者の法人番号を記録してください。
24	移動年の営業所の名称	全角 60文字以内	移動年の営業所の名称を記録してください。
25	移動年の営業所の所在地	全角 125文字以内	移動年の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
26	移動年月日	半角 1文字	移動された年月日を半角1文字で記録してください。
27		半角 2文字	この場合、元号については、平成は「H」、令和は「R」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で併用することにより区切ってください。
28		半角 2文字	例) 「平成30年9月10日 → 4,30,09,10」, 「令和3年2月15日 → 5,03,02,15」
29	移動年の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	移動年の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 例) 「国税所長 〇〇 〇〇」
30	移動年の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	移動年の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 例) 「国税所長番号 〇〇 〇1101」

○ レコードの内容及び記録要領⑥【変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）】（租税特別措置法第37条の14第15項）（別紙6）

項番	届出事項の種類	項目名	入力文字数	記録要領
1	届出年月日	元号	3文字	1006] を記録してください。 届出者（金融商品取引業者等変更届出書を出した者）をいいます。以下（レコードの内容及び記録要領⑥）において同じです。）が金融商品取引業者等変更届出書を金融商品取集等の業務の開始に提出した年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については「4」、令和は「14」、平成は「19」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月12日 → 5,00,00,22」
2	届出年月日	年号	2文字	
3	届出年月日	年	2文字	
4	届出年月日	月	2文字	
5	届出年月日	日	2文字	
6	届出者の氏名	全角	120文字以内	届出者の氏名を記録してください。役名の前は「1」文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、「ファミリーネーム」「ファーストネーム」「ミドルネーム」の順に記述し、それぞれの題名「1」文字分のスペースにより区切ってください。 この場合、元号については「4」、令和は「14」、平成は「19」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月12日 → 5,00,00,22」
7	届出者のフリガナ	全角	120文字以内	届出者の氏名のフリガナを記録してください。役名の前は「1」文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、「ファミリーネーム」「ファーストネーム」「ミドルネーム」の順に記述し、それぞれの題名「1」文字分のスペースにより区切ってください。 この場合、元号については「4」、令和は「14」、平成は「19」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月12日 → 5,00,00,22」
8	届出者の生年月日	元号	1文字	届出者の生年月日を「年、月及び日」を記録してください。 この場合、元号については「4」、令和は「14」、平成は「19」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月12日 → 5,00,00,22」
9	届出者の生年月日	年	2文字	
10	届出者の生年月日	年	2文字	
11	届出者の生年月日	月	2文字	
12	届出者の生年月日	日	2文字	
13	届出者の届出番号	元号	12文字	届出者の届入番号を記録してください。 届出者の届出番号は「年、月及び日」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 この場合、元号については「4」、令和は「14」、平成は「19」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月12日 → 5,00,00,22」
14	届出者の届出番号	年	2文字	
15	届出者の届出番号	年	2文字	
16	届出者の届出番号	月	2文字	
17	届出者の届出番号	日	2文字	
18	届出者の登録番号	元号	14文字	届出者の登録番号を記録してください。 届出者の登録番号は「年、月及び日」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 この場合、元号については「4」、令和は「14」、平成は「19」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月12日 → 5,00,00,22」
19	届出者の登録番号	年	2文字	
20	届出者の登録番号	年	2文字	
21	届出者の登録番号	月	2文字	
22	届出者の登録番号	日	2文字	
23	(空白)	(空白)	0文字	「前の項目」…後の項目」としてください。 「前の項目」…後の項目」としてください。 「前の項目」…後の項目」としてください。 「前の項目」…後の項目」としてください。 「前の項目」…後の項目」としてください。
24	非課税管理開始又は非課税管理終了した旨等	全角	1文字	
25	上場株式の受入れをしない旨	全角	1文字	
26	金融商品取引業者等の変更届出書の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	

改正前

○ レコードの内容及び記録要領⑥【変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）】（租税特別措置法第37条の14第15項）（別紙6）

項番	届出事項の種類	項目名	入力文字数	記録要領
1	届出年月日	元号	3文字	1006] を記録してください。 届出者（金融商品取引業者等変更届出書を出した者）をいいます。以下（レコードの内容及び記録要領⑥）において同じです。）が金融商品取引業者等変更届出書を金融商品取集等の業務の開始に提出した年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については「4」、令和は「14」、平成は「19」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月12日 → 5,00,00,22」
2	届出年月日	年号	2文字	
3	届出年月日	年	2文字	
4	届出年月日	月	2文字	
5	届出年月日	日	2文字	
6	届出者の氏名	全角	120文字以内	届出者の氏名を記録してください。役名の前は「1」文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、「ファミリーネーム」「ファーストネーム」「ミドルネーム」の順に記述し、それぞれの題名「1」文字分のスペースにより区切ってください。 この場合、元号については「4」、令和は「14」、平成は「19」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月12日 → 5,00,00,22」
7	届出者のフリガナ	全角	120文字以内	届出者の氏名のフリガナを記録してください。役名の前は「1」文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、「ファミリーネーム」「ファーストネーム」「ミドルネーム」の順に記述し、それぞれの題名「1」文字分のスペースにより区切ってください。 この場合、元号については「4」、令和は「14」、平成は「19」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月12日 → 5,00,00,22」
8	届出者の生年月日	元号	1文字	届出者の生年月日を「年、月及び日」を記録してください。 この場合、元号については「4」、令和は「14」、平成は「19」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月12日 → 5,00,00,22」
9	届出者の生年月日	年	2文字	
10	届出者の生年月日	年	2文字	
11	届出者の生年月日	月	2文字	
12	届出者の生年月日	日	2文字	
13	届出者の届入番号	元号	12文字	届出者の届入番号を記録してください。 届出者の届出番号は「年、月及び日」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 この場合、元号については「4」、令和は「14」、平成は「19」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月12日 → 5,00,00,22」
14	届出者の届入番号	年	2文字	
15	届出者の届入番号	年	2文字	
16	届出者の届入番号	月	2文字	
17	届出者の届入番号	日	2文字	
18	届出者の登録番号	元号	14文字	届出者の登録番号を記録してください。 届出者の登録番号は「年、月及び日」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 この場合、元号については「4」、令和は「14」、平成は「19」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月12日 → 5,00,00,22」
19	届出者の登録番号	年	2文字	
20	届出者の登録番号	年	2文字	
21	届出者の登録番号	月	2文字	
22	届出者の登録番号	日	2文字	
23	(空白)	(空白)	0文字	「前の項目」…後の項目」としてください。 「前の項目」…後の項目」としてください。 「前の項目」…後の項目」としてください。 「前の項目」…後の項目」としてください。 「前の項目」…後の項目」としてください。
24	非課税管理開始又は非課税管理終了した旨等	全角	1文字	
25	上場株式の受入れをしない旨	全角	1文字	
26	金融商品取引業者等の変更届出書の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	

改正後

改正前

項目	項目名	入力文字数	登録業務
27	登録商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	【例】「税務所番号」→「0101」 提出者から登録商品取引業者等変更届出書の提出を受けた登録商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を登録してください。

改正後

項目	項目名	入力文字数	登録業務
25	上場株式会社等の受入れをしていない旨	半角 1文字	項審 24 に「0」が記録されている場合において、提出者から登録商品取引業者等変更届出書の提出を受けた日以前に当該登録商品取引業者等変更届出書により廃止された非課税管理期間、課税管理期間又は特定非課税期間及び特定課税管理期間に上場株式等の受入れをしていない場合には「0」を記録してください。
26	登録商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から登録商品取引業者等変更届出書の提出を受けた登録商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。
27	登録商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	【例】「税務所番号」→「0101」 提出者から登録商品取引業者等変更届出書の提出を受けた登録商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。

改正前

項番	項目名	入力文字数	記録関係
26	非課税口座廃止通知書の有無	半角 1文字	
27	上場株式等の受入れの有無	半角 1文字	提出者に対して非課税口座廃止通知書を交付する場合に「1」を、交付しない場合には「0」を記録してください。提出者から「1」が記録されている場合は「1」を記録してください。提出者から「0」が記録されている場合は「0」を記録してください。提出者から「1」が記録されている場合は「1」を記録してください。提出者から「0」が記録されている場合は「0」を記録してください。
28	(空白)	— 0文字	「前の項目…後の項目」としてください。
29	(空白)	— 0文字	「前の項目…後の項目」としてください。
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から非課税口座廃止届出の際に提出を受けた金融商品取引業者等の営業所、提出者からみない提出により非課税口座廃止届出の際に提出を受けたものごみされる金融商品取引業者等の営業所又は提出者から非課税口座廃止届出の際に提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「豊田税務署 一 豊田」
31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者からみない提出により非課税口座廃止届出の際に提出を受けたものごみされる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「豊田税務署 一 0110」

改正後

項番	項目名	入力文字数	記録関係
27	上場株式等の受入れの有無	半角 1文字	項番 26 に「1」が記録されている場合には、非課税口座を廃止した日の属する各分の非課税管理勘定、非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れをしている場合には「1」、受入れをしていない場合には「0」を記録してください。
28	(空白)	— 0文字	「前の項目…後の項目」としてください。
29	(空白)	— 0文字	「前の項目…後の項目」としてください。
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から非課税口座廃止届出の際に提出を受けた金融商品取引業者等の営業所、提出者からみない提出により非課税口座廃止届出の際に提出を受けたものごみされる金融商品取引業者等の営業所又は提出者から非課税口座廃止届出の際に提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「豊田税務署 一 豊田」
31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者からみない提出により非課税口座廃止届出の際に提出を受けたものごみされる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「豊田税務署 一 0110」

改正前

項目	項目名	入力文字数	記録条件
27	上場株式等の受入れの有無	1文字	「前」の項目「1」が記録されている場合には、未成者口座を廃止した日の属する平均的非課税管理期間に上場株式等の受入れをしている場合には「1」、受入れをしていない場合には「0」を記録してください。
28	(空白)	0文字	「前」の項目「10」が記録されている場合には、「前」の項目としてください。
29	(空白)	0文字	「前」の項目「後の項目」としてください。
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	6文字以内	提出者から未成者口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所は、提出者から口座等廃止事項によるみなし提出により未成者口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「豊田税務署 一 豊田」
31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	5文字	提出者から未成者口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所は、提出者から口座等廃止事項によるみなし提出により未成者口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「豊田税務署 一 01101」

改正後

項目	項目名	入力文字数	記録条件
28	(空白)	0文字	「前」の項目「後の項目」としてください。
29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	6文字以内	提出者から未成者口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所は、提出者から口座等廃止事項によるみなし提出により未成者口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「豊田税務署 一 豊田」
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	5文字	提出者から未成者口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所は、提出者から口座等廃止事項によるみなし提出により未成者口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「豊田税務署 一 01101」

項番	項目名	入力文字基準	記録要領	記録要領
25	禁止通知書の提出の区分	半角 1文字	提出者から提出を受けた禁止通知書の区分。欄に記入する場合は「記録要領」欄のとおり記録してください。 禁止通知書の区分 金融商品取引業者等受取届出書の提出の日属する年分の非課税管理助定又は積立投資助定の廃止した年及び当該廃止した年月日並びに同日の属する年分の翌年以後の各年において非課税管理助定又は積立投資助定を届けない旨の記載がある勘定禁止通知書の提出があった場合 (参考) 届出別届出法第71条の14第13項に規定する受取届出非課税口座に非課税管理助定又は積立投資助定を届けられる日の属する年(以下「勘定決定年」といいます。)の1月1日から9月30日までの間に、金融商品取引業者等受取届出書の提出を受けた場合です。 金融商品取引業者等受取届出書の提出の日属する年分の翌年以後の各年において非課税管理助定又は積立投資助定を届けない旨及び当該提出された年月日の記載がある勘定決定通知書の提出があった場合 (参考) 勘定決定年の前年の10月1日から12月31日までの間に、金融商品取引業者等受取届出書の提出を受けた場合です。 非課税口座廃止通知	記録要領 0 1 2
26	廃止年月日	半角 1文字	項番25に「0」が記録されている場合には項番25の「当該廃止した年月日」の元号、年、月及び日、項番25に「1」が記録されている場合には項番25の「当該提出された年月日」の属する年分の前年の1月1日の元号、年、月及び日、項番25に「2」が記録されている場合には項番25の非課税口座廃止通知に記載された非課税口座が廃止された年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 (例)「平成30年9月28日」	
27	年	半角 2文字		
28	月	半角 2文字		
29	日	半角 2文字		
30	識別に役立ちようとする非課税管理助定又は積立投資助定の年分	半角 1文字	禁止通知書の提出により最初に届けようとする非課税管理助定又は積立投資助定の年分の元号及び年を記録してください。 禁止通知書の提出については、平成は「H」、令和は「R」を記録し、また、「年」は、別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年分」→「4.30」、「令和3年分」→「5.03」	
31	非課税口座の記号又は番号	半角 2文字	金融商品取引業者等受取届出書の受取届出非課税口座に非課税管理助定又は積立投資助定を届けようとするために禁止通知書を提出した場合には、その非課税口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「ハイフン」のみで入力してください。 (例)「積立投資」→「0101」	
32	非課税口座の記号又は番号	半角 20文字以内	金融商品取引業者等受取届出書の受取届出非課税口座に非課税管理助定又は積立投資助定を届けようとするために禁止通知書を提出した場合には、その非課税口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「ハイフン」のみで入力してください。上記する場合がある場合には、その情報を記録してください。 (例)「積立投資」→「0101」	
33	金融商品取引業者等の営業所所用欄	全角 20文字以内	提出者から禁止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。	
34	金融商品取引業者等の営業所所用欄	全角 6文字以内	提出者から禁止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。	
35	金融商品取引業者等の営業所所用欄	半角 5文字	提出者から禁止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「積立投資」→「0101」	

改正前

項番	項目名	入力文字基準	記録要領	記録要領
25	禁止通知書の提出の区分	半角 1文字	提出者から提出を受けた禁止通知書の区分。欄に記入する場合は「記録要領」欄のとおり記録してください。 禁止通知書の区分 金融商品取引業者等受取届出書の提出の日属する年分の非課税管理助定、累積投資助定又は特定累積投資助定及び特定非課税助定又は特定累積投資助定及び特定非課税助定の年分 (参考) 届出別届出法第71条の14第13項に規定する受取届出非課税口座に非課税管理助定又は積立投資助定を届けられる日の属する年(以下「勘定決定年」といいます。)の1月1日から9月30日までの間に、金融商品取引業者等受取届出書の提出を受けた場合です。 金融商品取引業者等受取届出書の提出の日属する年分の翌年以後の各年において非課税管理助定又は積立投資助定を届けない旨及び当該提出された年月日の記載がある勘定決定通知書の提出があった場合 (参考) 勘定決定年の前年の10月1日から12月31日までの間に、金融商品取引業者等受取届出書の提出を受けた場合です。 非課税口座廃止通知	記録要領 0 1 2
26	廃止年月日	半角 1文字	項番25に「0」が記録されている場合には、項番25の「当該廃止した年月日」の元号、年、月及び日、項番25に「1」が記録されている場合には、項番25の「当該提出された年月日」の属する年分の前年の1月1日の元号、年、月及び日、項番25に「2」が記録されている場合には、項番25の非課税口座が廃止された年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 (例)「平成30年9月28日」	
27	年	半角 2文字		
28	月	半角 2文字		
29	日	半角 2文字		
30	識別に役立ちようとする非課税管理助定、累積投資助定又は特定累積投資助定及び特定非課税助定の年分	半角 1文字	禁止通知書の提出により最初に届けようとする非課税管理助定、累積投資助定又は特定累積投資助定及び特定非課税助定の年分の元号及び年を記録してください。 禁止通知書の提出については、平成は「H」、令和は「R」を記録し、また、「年」は、別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年分」→「4.30」、「令和3年分」→「5.03」	
31	非課税口座の記号又は番号	半角 20文字以内	金融商品取引業者等受取届出書の受取届出非課税口座に非課税管理助定、累積投資助定又は特定累積投資助定及び特定非課税助定を届けようとするために禁止通知書を提出した場合には、その非課税口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「ハイフン」のみで入力してください。 (例)「積立投資」→「0101」	
32	非課税口座の記号又は番号	半角 20文字以内	金融商品取引業者等受取届出書の受取届出非課税口座に非課税管理助定、累積投資助定又は特定累積投資助定及び特定非課税助定を届けようとするために禁止通知書を提出した場合には、その非課税口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「ハイフン」のみで入力してください。上記する場合がある場合には、その情報を記録してください。 (例)「積立投資」→「0101」	
33	金融商品取引業者等の営業所所用欄	全角 20文字以内	提出者から禁止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。	
34	金融商品取引業者等の営業所所用欄	全角 6文字以内	提出者から禁止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。	
35	金融商品取引業者等の営業所所用欄	半角 5文字	提出者から禁止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「積立投資」→「0101」	

改正後

改正前

項目	項目名	入力文字基準	認識要領
35	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	平角 5文字	提出者から届上通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を認識してください。 (例)「[税]税務署 ー 01101」

改正後

項目	項目名	入力文字基準	認識要領
35	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	平角 5文字	(例)「[税]税務署 ー [税]」 提出者から届上通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を認識してください。 (例)「[税]税務署 ー 01101」

○ レコードの内容及び記録要領⑨【届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）】（租税特別措置法第37条の14第6項）

（別紙9）

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	届出事項の種類	半角 3文字	
2	届出年月日	元号 年 月 日	届出者（「非課税口座開設届出書」を提出した者）をいいます。以下（レコードの内容及び記録要領⑨）において同じです。が「非課税口座開設届出書」を金融機関引業者等の業所の長に提出した年月日の元号、年、月及び日を選択してください。
3		半角 2文字	この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を選択し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目を2桁を使用することに留意してください。
4		半角 2文字	（例）「平成31年1月4日 → 4.31.04」、「令和3年3月22日 → 5.03.22」
5	届出者の氏名	全角 120文字以内	届出者の氏名を記録してください。姓・名の順を1文字のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
6	届出者のフリガナ	全角 120文字以内	届出者の氏名のフリガナを記録してください。姓・名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
7		全角 120文字以内	（例）「佐藤太郎」
8	届出者の生年月日	元号 年 月 日	届出者の生年月日の元号、年、月及び日を選択してください。
9		半角 2文字	この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を選択し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目を2桁を使用することに留意してください。
10		半角 2文字	（例）「平成31年4月15日 → 4.01.04.15」
11	届出者の居住所（居所）又は所在地	全角 125文字以内	届出者の居住所（居所）又は所在地を郵便番号から記録してください。
12		半角 12文字	届出者の個人番号を記録してください。
13	金融機関引業者等の業所の名称	全角 60文字以内	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の名称を記録してください。
14	金融機関引業者等の業所の所在地	全角 125文字以内	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の所在地を郵便番号から記録してください。
15	金融機関引業者等の業所の郵便番号	半角 7文字	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の郵便番号を記録してください。
16		半角 0文字	「前の項目」後としてください。
17		半角 0文字	「前の項目」後としてください。
18	非課税口座に設定しようとする期間の種類	半角 1文字	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けて開設した非課税口座に「1」：累積投資決定を指定した場合は「2」を選択してください。
19	非課税口座の記号又は番号	半角 20文字以内	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の所在地の非課税口座の記号又は番号を記録してください。
20	金融機関引業者等の業所の名称	全角 20文字以内	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の名称を記録してください。
21	金融機関引業者等の業所の郵便番号	半角 20文字以内	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の郵便番号を記録してください。
22	金融機関引業者等の業所の名称	全角 6文字以内	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の所在地の非課税口座の番号を記録してください。
23	金融機関引業者等の業所の所在地	半角 5文字	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の所在地の非課税口座の番号を記録してください。

改正前

○ レコードの内容及び記録要領⑨【届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）】（租税特別措置法第37条の14第6項）

（別紙9）

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	届出事項の種類	半角 3文字	
2	届出年月日	元号 年 月 日	届出者（「非課税口座開設届出書」を提出した者）をいいます。以下（レコードの内容及び記録要領⑨）において同じです。が「非課税口座開設届出書」を金融機関引業者等の業所の長に提出した年月日の元号、年、月及び日を選択してください。
3		半角 2文字	この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を選択し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目を2桁を使用することに留意してください。
4		半角 2文字	（例）「平成31年1月4日 → 4.31.04」、「令和3年3月22日 → 5.03.22」
5	届出者の氏名	全角 120文字以内	届出者の氏名を記録してください。姓・名の順を1文字のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
6	届出者のフリガナ	全角 120文字以内	届出者の氏名のフリガナを記録してください。姓・名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
7		全角 120文字以内	（例）「佐藤太郎」
8	届出者の生年月日	元号 年 月 日	届出者の生年月日の元号、年、月及び日を選択してください。
9		半角 2文字	この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を選択し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目を2桁を使用することに留意してください。
10		半角 2文字	（例）「平成31年4月15日 → 4.01.04.15」
11	届出者の居住所（居所）又は所在地	全角 125文字以内	届出者の居住所（居所）又は所在地を郵便番号から記録してください。
12		半角 12文字	届出者の個人番号を記録してください。
13	金融機関引業者等の業所の名称	全角 60文字以内	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の名称を記録してください。
14	金融機関引業者等の業所の所在地	全角 125文字以内	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の所在地を郵便番号から記録してください。
15	金融機関引業者等の業所の郵便番号	半角 7文字	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の郵便番号を記録してください。
16		半角 0文字	「前の項目」後としてください。
17		半角 0文字	「前の項目」後としてください。
18	非課税口座に設定しようとする期間の種類	半角 1文字	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けて開設した非課税口座に「1」：累積投資決定を指定した場合は「2」を選択してください。
19	非課税口座の記号又は番号	半角 20文字以内	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の所在地の非課税口座の記号又は番号を記録してください。
20	金融機関引業者等の業所の名称	全角 20文字以内	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の名称を記録してください。
21	金融機関引業者等の業所の郵便番号	半角 20文字以内	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の郵便番号を記録してください。
22	金融機関引業者等の業所の名称	全角 6文字以内	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の所在地の非課税口座の番号を記録してください。
23	金融機関引業者等の業所の所在地	半角 5文字	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融機関引業者等の業所の所在地の非課税口座の番号を記録してください。

改正後

○ レコードの内容及び記録要領⑩【申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】

(別紙 10)

(租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	未成年者非課税適用用控除書の交付申請書と識別するための番号又は番号	全角 20 文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した未成年者非課税適用用控除書の交付申請書に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載された情報（「1」の内の内容及び記録要領⑪）を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載がない場合には、記録しません。（97名のみ記録します。）
2	未成年者非課税適用用控除書又は未成年者非課税適用用控除書の交付を行わない旨の通知書の別	半角 1 文字	未成年者非課税適用用控除書が交付される場合には「1」を、未成年者非課税適用用控除書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同様の通知書に係る未成年者非課税適用用控除書が交付される場合には「2」を、同様の通知書に記載された整理番号を記録します。未成年者非課税適用用控除書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません。（97名のみ記録します。）
3	整理番号	半角 14 文字	未成年者非課税適用用控除書が交付される場合には、当該未成年者非課税適用用控除書に記載された整理番号を記録します。未成年者非課税適用用控除書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません。（97名のみ記録します。）

改正前

○ レコードの内容及び記録要領⑩【申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】

(別紙 10)

(租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項)

(令和 6 年以降は使用しない)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	未成年者非課税適用用控除書の交付申請書と識別するのための番号又は番号	全角 20 文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した未成年者非課税適用用控除書の交付申請書に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載された情報（「1」の内の内容及び記録要領⑪）を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載がない場合には、記録しません。（97名のみ記録します。）
2	未成年者非課税適用用控除書又は未成年者非課税適用用控除書の交付を行わない旨の通知書の別	半角 1 文字	未成年者非課税適用用控除書が交付される場合には「1」を、未成年者非課税適用用控除書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同様の通知書に係る未成年者非課税適用用控除書が交付される場合には「2」を、同様の通知書に記載された整理番号を記録します。未成年者非課税適用用控除書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません。（97名のみ記録します。）
3	整理番号	半角 14 文字	未成年者非課税適用用控除書が交付される場合には、当該未成年者非課税適用用控除書に記載された整理番号を記録します。未成年者非課税適用用控除書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません。（97名のみ記録します。）

改正後

○ レコードの内容及び記録要領(1)ー1【非課税口座開設又は勘定設定の可否事項】(租税特別措置法第37条の14第21項)

(別紙11-1)

項目	項目名	全角	入力文字数	記録要領
1	発出者の氏名	全角	120文字以内	金融機関引当業者等の営業所の名称が所轄税務署長に提出された提出事項に記録された発出者の氏名(レコードの内容及び記録要領(1)ー1)項を記録します。
2	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	金融機関引当業者等の営業所の名称が所轄税務署長に提出された提出事項に記録された提出者の氏名のフリガナ(レコードの内容及び記録要領(1)ー1)項を記録します。
3	提出者の生年月日	年 月 日	1文字 2文字 2文字	金融機関引当業者等の営業所の名称が所轄税務署長に提出された提出事項に記録された提出者の生年月日の年、月及び日(レコードの内容及び記録要領(1)ー1)項を9から順番に12までを記録します。
4		年	1文字	この年、元号については、年令は「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
5		年	2文字	この年、元号については、年令は「13」、年令は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
6		日	2文字	この日、元号については、年令は「1」、元号は「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
7	非課税口座の開設又は非課税管理勘定又は課税管理勘定の開設又は非課税管理勘定又は課税管理勘定の開設がでない理由	半角	1文字	勘定乗止通知又は非課税口座開設乗止通知を提出した者(以下「提出者」といいます)の非課税口座の開設ができる又はその提出者の非課税口座への非課税管理勘定又は課税管理勘定の開設がでない場合には「1」を、その提出者の非課税口座への非課税管理勘定又は課税管理勘定の開設ができる又はその提出者の非課税口座への非課税管理勘定又は課税管理勘定の開設がでない場合には「0」を記録します。
8	非課税口座の開設又は非課税管理勘定又は課税管理勘定の開設がでない理由	半角	2文字	提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた場合に、提出者の非課税口座への非課税管理勘定又は課税管理勘定の開設がでない理由(提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた場合と同様にその所轄税務署長に対して他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(乗止年月日が同一のものに限り)の提供がある場合)に「1」が記録されている場合には、記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
9	提出者の郵便番号	半角	14文字	金融機関引当業者等の営業所の名称が所轄税務署長に提出された提出事項に記録された提出者の郵便番号(レコードの内容及び記録要領(1)ー1)項を1桁を記録します。
10	非課税管理勘定、非課税管理勘定又は特定管理勘定及び特定非課税管理勘定の年号	年 月 日	1文字 2文字 2文字	金融機関引当業者等の営業所の名称が所轄税務署長に提出された提出事項に記録された非課税管理勘定又は課税管理勘定の年号及び年(レコードの内容及び記録要領(1)ー1)項を3から順番に12までを記録します。
11	乗止通知を提出するための記号又は番号	全角	20文字以内	金融機関引当業者等の営業所の名称が所轄税務署長に提出された提出事項の「金融機関引当業者等の営業所使用印」に記録された情報(レコードの内容及び記録要領(1)ー1)項を2桁を記録します。
12	乗止通知を提出するための記号又は番号	全角	20文字以内	金融機関引当業者等の営業所の名称が所轄税務署長に提出された提出事項の「金融機関引当業者等の営業所使用印」に記録された情報(レコードの内容及び記録要領(1)ー1)項を2桁を記録します。

改正前

○ レコードの内容及び記録要領(1)ー1【非課税口座開設又は勘定設定の可否事項】(租税特別措置法第37条の14第21項)

(別紙11-1)

項目	項目名	全角	入力文字数	記録要領
1	提出者の氏名	全角	120文字以内	金融機関引当業者等の営業所の名称が所轄税務署長に提出された提出事項に記録された提出者の氏名(レコードの内容及び記録要領(1)ー1)項を記録します。
2	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	金融機関引当業者等の営業所の名称が所轄税務署長に提出された提出事項に記録された提出者の氏名のフリガナ(レコードの内容及び記録要領(1)ー1)項を記録します。
3	提出者の生年月日	年 月 日	1文字 2文字 2文字	金融機関引当業者等の営業所の名称が所轄税務署長に提出された提出事項に記録された提出者の生年月日の年、月及び日(レコードの内容及び記録要領(1)ー1)項を9から順番に12までを記録します。
4		年	1文字	この年、元号については、年令は「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
5		年	2文字	この年、元号については、年令は「13」、年令は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
6		日	2文字	この日、元号については、年令は「1」、元号は「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
7	非課税口座の開設又は非課税管理勘定、非課税管理勘定の開設又は非課税管理勘定又は課税管理勘定の開設がでない理由	半角	1文字	勘定乗止通知又は非課税口座開設乗止通知を提出した者(以下「提出者」といいます)の非課税口座の開設ができる又はその提出者の非課税口座への非課税管理勘定又は課税管理勘定の開設がでない場合には「1」を、その提出者の非課税口座への非課税管理勘定又は課税管理勘定の開設ができる又はその提出者の非課税口座への非課税管理勘定又は課税管理勘定の開設がでない場合には「0」を記録します。
8	非課税口座の開設又は非課税管理勘定又は課税管理勘定の開設がでない理由	半角	2文字	提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る変更提出事項又は乗止提出事項(乗止年月日が同一のものに限り)の提供がある場合には、記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
9	提出者の郵便番号	半角	14文字	金融機関引当業者等の営業所の名称が所轄税務署長に提出された提出事項に記録された提出者の郵便番号(レコードの内容及び記録要領(1)ー1)項を1桁を記録します。
10	非課税管理勘定、非課税管理勘定又は特定管理勘定及び特定非課税管理勘定の年号	年 月 日	1文字 2文字 2文字	金融機関引当業者等の営業所の名称が所轄税務署長に提出された提出事項に記録された非課税管理勘定又は課税管理勘定の年号及び年(レコードの内容及び記録要領(1)ー1)項を3から順番に12までを記録します。
11	乗止通知を提出するための記号又は番号	全角	20文字以内	金融機関引当業者等の営業所の名称が所轄税務署長に提出された提出事項の「金融機関引当業者等の営業所使用印」に記録された情報(レコードの内容及び記録要領(1)ー1)項を2桁を記録します。
12	乗止通知を提出するための記号又は番号	全角	20文字以内	金融機関引当業者等の営業所の名称が所轄税務署長に提出された提出事項の「金融機関引当業者等の営業所使用印」に記録された情報(レコードの内容及び記録要領(1)ー1)項を2桁を記録します。

改正後

○ レコーダの内容及び記録要領(1)ー2【未成年者口座開設の可否事項】(租税特別措置法第37条の14の2第24項)

(別紙11-2)

項目	項目名	入力の文字数	記録要領
1	提出者の氏名	全角 120文字以内	全角提出者の氏名(レコーダの内容及び記録要領(1)ー2)項を記入します。
2	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	全角提出者のフリガナ(レコーダの内容及び記録要領(1)ー2)項を記入します。
3	提出者の生年月日	全角 1文字	全角提出者の生年月日(レコーダの内容及び記録要領(1)ー2)項を記入します。
4		全角 2文字	この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記入し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で名称を使用します。
5		全角 2文字	(例)平成18年4月15日 → 4.18.04.15、令和3年2月15日 → 5.03.02.15
6	未成年者口座の開設ができる旨又はできない旨	半角 1文字	未成年者口座開設可否を提出した者(以下「レコーダ」)の内容及び記録要領(1)ー2)において「提出者」といいます。)の未成年者口座の開設ができる場合には「1」を、その提出者の未成年者口座の開設ができない場合には「0」を記録します。
7	未成年者口座の開設ができない理由	半角 2文字	提出者「1」が記載されている場合には、その提出者の未成年者口座の開設ができない理由について、次の「未成年者口座の開設ができない理由」欄に掲げる未成年者口座の開設ができない理由に記し、それぞれ「記録要領」欄のとおり記録します。
8		半角 2文字	未成年者口座の開設ができない理由
9	提出者の電話番号	半角 14文字	提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る未成年者口座開設事項(未成年者口座開設)の提出者が同一のものに限り、提出者が同一のものに限り、提出事項に記録された提出者について、所轄税務長が当該提出事項の提供を受けた時期に同一の所轄税務長若しくは他の所轄税務長に対して同一の提出者に係る提出事項(未成年者口座開設)の提供がある場合は、提出事項に記録された提出者について、所轄税務長が当該提出事項の提供を受けた時期に同一の所轄税務長若しくは他の所轄税務長に対して同一の提出者に係る提出事項(未成年者口座開設)の提供がある場合は、提出者「1」が記載されている場合には、当該提出者(フリガナ)のみを記入します。
10	非課税管理決定の年分	元号 半角 1文字	全角提出者の生年月日(レコーダの内容及び記録要領(1)ー2)項を記入し、提出事項に記録された提出者について、所轄税務長が当該提出事項の提供を受けた時期に同一の所轄税務長若しくは他の所轄税務長に対して同一の提出者に係る提出事項(未成年者口座開設)の提供がある場合は、提出者「1」が記載されている場合には、当該提出者(フリガナ)のみを記入します。
11		年 半角 2文字	この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記入し、また、「年」は、別項目で名称を使用します。
12	廃止通知書を送付するための記号又は番号	年 半角 20文字以内	全角提出者の生年月日(レコーダの内容及び記録要領(1)ー2)項を記入し、提出事項に記録された提出者について、所轄税務長が当該提出事項の提供を受けた時期に同一の所轄税務長若しくは他の所轄税務長に対して同一の提出者に係る提出事項(未成年者口座開設)の提供がある場合は、提出者「1」が記載されている場合には、当該提出者(フリガナ)のみを記入します。

改正前

○ レコーダの内容及び記録要領(1)ー2【未成年者口座開設の可否事項】(租税特別措置法第37条の14の2第24項)

(別紙11-2)

項目	項目名	入力の文字数	記録要領
1	提出者の氏名	全角 120文字以内	全角提出者の氏名(レコーダの内容及び記録要領(1)ー2)項を記入します。
2	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	全角提出者のフリガナ(レコーダの内容及び記録要領(1)ー2)項を記入します。
3	提出者の生年月日	全角 1文字	全角提出者の生年月日(レコーダの内容及び記録要領(1)ー2)項を記入します。
4		全角 2文字	この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記入し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で名称を使用します。
5		全角 2文字	(例)平成18年4月15日 → 4.18.04.15、令和3年2月15日 → 5.03.02.15
6	未成年者口座の開設ができる旨又はできない旨	半角 1文字	未成年者口座開設可否を提出した者(以下「レコーダ」)の内容及び記録要領(1)ー2)において「提出者」といいます。)の未成年者口座の開設ができる場合には「1」を、その提出者の未成年者口座の開設ができない場合には「0」を記録します。
7	未成年者口座の開設ができない理由	半角 2文字	提出者「1」が記載されている場合には、その提出者の未成年者口座の開設ができない理由について、次の「未成年者口座の開設ができない理由」欄に掲げる未成年者口座の開設ができない理由に記し、それぞれ「記録要領」欄のとおり記録します。
8		半角 2文字	未成年者口座の開設ができない理由
9	提出者の電話番号	半角 14文字	提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る未成年者口座開設事項(未成年者口座開設)の提出者が同一のものに限り、提出者が同一のものに限り、提出事項に記録された提出者について、所轄税務長が当該提出事項の提供を受けた時期に同一の所轄税務長若しくは他の所轄税務長に対して同一の提出者に係る提出事項(未成年者口座開設)の提供がある場合は、提出事項に記録された提出者について、所轄税務長が当該提出事項の提供を受けた時期に同一の所轄税務長若しくは他の所轄税務長に対して同一の提出者に係る提出事項(未成年者口座開設)の提供がある場合は、提出者「1」が記載されている場合には、当該提出者(フリガナ)のみを記入します。
10	非課税管理決定の年分	元号 半角 1文字	全角提出者の生年月日(レコーダの内容及び記録要領(1)ー2)項を記入し、提出事項に記録された提出者について、所轄税務長が当該提出事項の提供を受けた時期に同一の所轄税務長若しくは他の所轄税務長に対して同一の提出者に係る提出事項(未成年者口座開設)の提供がある場合は、提出者「1」が記載されている場合には、当該提出者(フリガナ)のみを記入します。
11		年 半角 2文字	この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記入し、また、「年」は、別項目で名称を使用します。
12	廃止通知書を送付するための記号又は番号	年 半角 20文字以内	全角提出者の生年月日(レコーダの内容及び記録要領(1)ー2)項を記入し、提出事項に記録された提出者について、所轄税務長が当該提出事項の提供を受けた時期に同一の所轄税務長若しくは他の所轄税務長に対して同一の提出者に係る提出事項(未成年者口座開設)の提供がある場合は、提出者「1」が記載されている場合には、当該提出者(フリガナ)のみを記入します。

改正後

(同左)

○ リコードの内容及び記録要領【届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】(租税特別措置法第37条の14第7項) (別紙12)

項目	項目名	入力文字種	記録要領
1	届出事項を識別するための記号又は番号	20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署に提出した届出事項(非課税口座開設届出事項)に記載された事項)の「金融商品取引業者等が使用している記録された情報(レコード)の内情及び記録要領(9) 項番(1)」を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所所属」に記載がない場合には、記録しません。(97名のみ記録します)。
2	他の届出事項及び申請事項の有無	1文字	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署に提出した届出事項に記載された非課税口座開設届出事項提出し、居住者又は非居住者である非居住者(以下「レコードの内情及び記録要領(9)」において「届出者」といいます。)について、所轄税務署が当該届出事項の届出を受け付けた時に、当該所轄税務署及び他の税務署に対して届出事項及び申請事項の届出がなく、当該届出事項に係る非課税口座開設届出書が租税特別措置法第37条の14第10項の規定により受理することできないもの及び同条第11項の規定により届出することができないものに該当する場合は「1」を、所轄税務署長が当該届出事項の届出を受け付けた時に、当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して届出事項又は申請事項の届出があり、当該届出事項に係る非課税口座開設届出書が同条第10項の規定により受理することできないもの又は同条第11項の規定により届出をすることができないものに該当する場合は「2」を、同時に複数の届出事項の届出があったため、所轄税務署長が当該届出事項の届出を受け付けた時に当該税務署長又は他の税務署長に対して届出事項又は申請事項の届出があったものとは「3」を記録します。
3	届出者の氏名	120文字以内	届出事項に記載された届出者の氏名を記録します。
4	届出者のフリガナ	120文字以内	届出事項に記載された届出者のフリガナを記録します。
5	届出者の生年月日	年角 1文字 月角 2文字 日角 2文字	この場合、年角及び月角は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目でそのを使用することによって入力してください。
6	年	年角 1文字	
7	月	月角 2文字	
8	日	日角 2文字	
9	届出者の居住所(住所)又は所在地	120文字以内	届出事項に記載された届出者の居住所(住所)又は所在地を記録します。項番2に「1」が記録されている場合には、記録しません。(97名のみ記録します)。
10	整理番号	半角 14文字	届出事項に記載された届出者の居住所(住所)又は所在地を記録します。項番2に「2」又は「3」が記録されている場合には、記録しません。(97名のみ記録します)。
11	(空白)	半角 0文字	
12	(空白)	0文字	